

2/3 五. 2

2010年の参院選区議選区の大型選収事件で、河井克行元法相から現金を受領した自民党員議員100人が不起訴になったことに對し、検察審査会は35人を「起訴相当」、46人を「不起訴不相当」と議決しました。議決を受け検察は再検査します。公職選挙法は買収について金を配った側も受け取った側も罪に問うことを定めています。元法相側が起訴され有罪になったのに、金をもらった側が免罪されていたことに批判が上がっていました。受領側の刑事責任も明確にして、事件の全貌を解明する事が急がれます。

主張

「起訴相当」議決

ト庄の現金を提供し、候補者・衆議院への投票や票の取りまいちなことを依頼したところが珍しい。

・元法相と辯護した堺田は逮捕され、有罪が確定しました。堺田は辯護無効になり、元法相は衆院議員を辞職しました。

人の中に100万円以上受け取った議員もいます。それにもかわらず、不問にした検察の決定はあまりに異常でした。

市町団体の申し立てを受けた検察審査会が、81人について「起訴相当」「不起訴不当」と議決したのは、当然です。検察審の議決

三大原則の一つである国民主権を守るために重要な法律であり、同法違反行為を「軽視すべきではなき」に強調しました。金を受け取った地方議員や首長で辞職したのは少數で、返金しない議員もいます。我鋼側は刑事責任として訴え、政治的道義的責任も取るべく、

（註）（註）（註）（註）
かのじとおもわれ現金を渡されたなん
詰めた議員も複数います。あくま
まじであります。

しかし、事件の発覚がいたりして2人とも連絡を取らむと詫びていません。検察は、受領した側金額を不起訴にしました。公選法違反事件ですが、1万円以下の被罰収でも略式起訴されたケースが多くあります。河井事件では、受領側100

河井事件の責任追及をさらに

九三
九三

黒田に懇意にて入れしもした。

事件を主導した河井大蔵の實は、事件を主導した河井大蔵の實は、「最も悪い」といつて、「一方を支配して、もう一方の受領者が全く支配しない」という構造は、立場の受領が重大な違法行為であることを失わせる。それがあれらの立場ではあります。

「安倍さん（安倍晋三首相）か
誰も決まらない」と指摘していま

法曹院に選挙区がある佐田文雄
首相は検察官の選挙だ」「コメンテー
ト選ぶる」など、渋本部からの演
説提供も「党から来て」と説明がな
れただと承知してさう」と再調査
を拒否しました。黒川の疑問に答
えない姿勢は單大です。これでは
政治の信頼は回復できません。